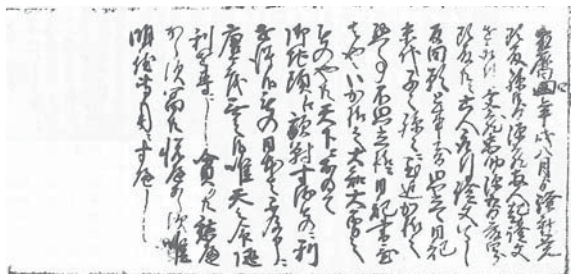


つてくると、一七カ村の百姓ら三五〇〇人が集結し回答を待った。しかし、回答は百姓側には受け入れがたいものであったことから、一月一六日小百姓らは江戸へ再出訴する構えをとり岩村田宿まで押し出した。これに陣屋側が態度を硬化させたため、孫左衛門らは請書を作り詫びを入れた。結局、二五日までに騒動参加の一七カ村全てが請書を提出し、事態は収束した。

●中心人物の吟味と処罰

江戸出訴を源蔵らに委ねた孫左衛門は、陣屋からの江戸出訴者数の尋ねに対し、江戸出訴の小百姓名を帳面にして提出し、「江戸に出かけるにあたって名主年寄に届け出た者はひとりもない」と回答し、小百姓らとの関係を表だつて認めてはいない。

一時謹慎させられていた孫左衛門は、小百姓らの吟味中止要求によって直ちに釈放された。その後各村が請書を提出したこともあって騒動は一応鎮静化したかのようにみえたが、翌年から始まった主導者の紆明は厳しき



高橋善之丞が記した「騒動覚」の前書部分
(田口 高橋紹夫氏蔵)

を極めた。

孫左衛門・源蔵らは書類の焼き捨てなどの証拠隠滅を図ったが、孫左衛門と源蔵が取り交わした江戸出訴に関わる証文が明らかにされ、さらに騒動関係者の証言から孫左衛門が中心人物と断定された。

続いて田野口村百姓との対決の中で、孫左衛門による領内各村への騒動参加の働きかけなども明らかとなり、最終的に全責任を孫左衛門が背負いこむかたちとなった。

一七五六(宝暦6)年六月二〇日、牢に入れられていた孫左衛門らに対し、処罰が申し渡された。

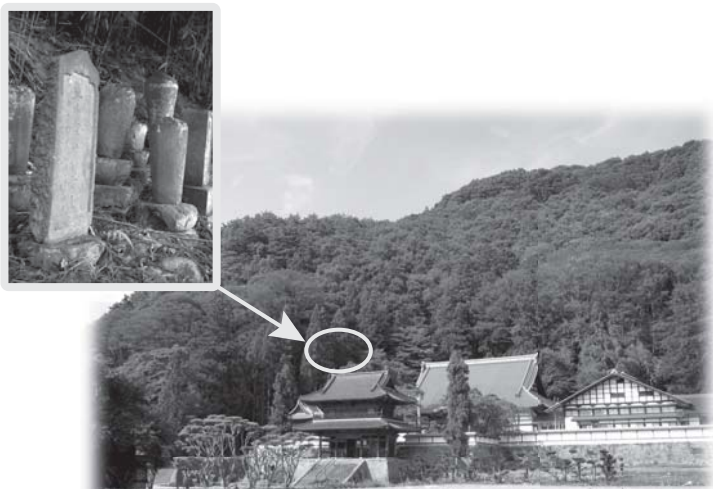
孫左衛門ひとり打首・跡式闕所(田畑・屋敷・家財等の没収)となり、源蔵・忠助・源五右衛門らは追放、そのほか騒動に関係した年寄、百姓代らは手錠などの刑となっている。

その三日後、孫左衛門は処刑された。割元を勤めるだけあって、田畑合わせ三町三反四畝余(約三・三)・持高三三石八斗余を所有する富農ではあったが、その家財はたいへん質素であった。また、子どもはなかったため、家は途絶えている。

この騒動は、もともと反田地籍に多くの土地を所有し高い年貢に不満を抱いていた源蔵・忠助・源五右衛門らとともに、孫左衛門が藩側に年貢減免を強く願い出たことが発端であった。領内小百姓らの年貢収奪へ

の不満と自らの減免要求を結び付け、仲間を集め役所に対抗したものの、領内二五カ村にまで広げることができなかった。

騒動により多くの処罰者を出したが、反田地籍の年貢引き方がわずかながら認められるようになった。



蕃松院に残る孫左衛門墓碑「一翁良無居士」
能満寺歴代住職の墓と並び葬られている。

(大塚尚三)

参考文献

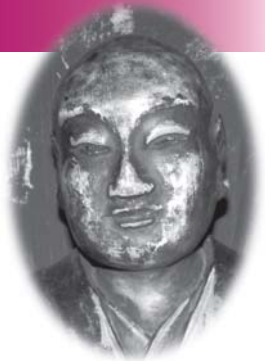
- 市川武治 『田野口藩歴史年表』 樺
- 市川武治 『佐久の騒動と一揆』 樺
- 南佐久郡誌編纂委員会 『南佐久郡誌』 南佐久郡誌刊行会
- 白田町誌編纂委員会 『白田町誌』 佐久市白田町誌刊行会

佐久の先人たち⑱

宝暦騒動の中心的農民

小林孫左衛門

(1721~1756年)



小林孫左衛門は割元という重職にあったが、役所の年貢収奪に強い不満を持っていた。1754（宝暦4）年、浅間山の噴火に早魃が重なったため、強い義侠心から仲間とともに全藩一揆を主導したとされている。

●義人とされた孫左衛門

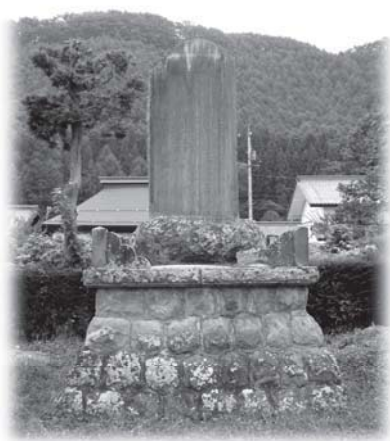
小林孫左衛門清茂は、一七二二（享保6）年田野口村（現佐久市田口）に生まれ、一七四四（延享元）年若くして割元に就任している。

一七〇四（宝永元）年から田野口を大給藩（後の奥殿藩→龍岡藩）が所領することとなり、しばしばして支配役所（陣屋）が田野口に置かれた。割元は陣屋と領民の間に立って連絡や調整を図る重要な役であり、人格に優れかつ資産がある者が就いていた。

伝承によると、大給藩が田野口を治めるようになった

た後、年貢取り立てが厳しかったところに凶作が重なり、領民が減税を訴えたが聞き入れられなかった。幼いころから聡明で、岳父の跡を継いで割元となっていた孫左衛門は、藩と領民の間に立って調整に努めたものの、抑えきれず一揆となってしまう。孫左衛門は騒動の首謀者として処刑されたとされている。

孫左衛門の死から一八〇年以上経った一九四〇（昭和15）年、近隣の町村からも賛同者が集まって組織された孫左衛門の顕彰会が中心となり、「皇紀二千六百年」の全国的な国威発揚の動きに合わせ、「義人小林孫左衛門之碑」が建立された。



義人小林孫左衛門之碑
佐久市田口の能満寺の裏に
建立されている。

●騒動の実相

騒動の直接的原因は、田野口村反田地籍の年貢が高く、領民の不満が大きかったことにあった。騒動の中心的人物であった源蔵（前名主）・忠助（年寄）・源

五右衛門（年寄）は、ともに七反余（約七千平方メートル）の土地を反田に所有しており、孫左衛門も四反余（約四千平方メートル）の土地を所有していた。そのため、再三にわたり反田減免願を提出していたが陣屋側はこれを受理しなかった。さらに浅間山の噴火や早魃が重なり、要求が過激化していく。

一七五四（宝暦4）年九月八日、孫左衛門に指示された百姓代三人が村役元に対し「反田減免願」「畑不作引願」の取り次ぎを要求し、一連の騒動が始まった。その後、新海神社の森などで寄合をくり返した孫左衛門や小百姓らは、「新海明神領願」を加えた三本の「願」を村役元から郡代深津源太夫に提出させた。

郡代深津がこの「願」を受け付けないまま一〇月二四日藩主松平乗穩の婚礼のため出府すると、その夜源蔵らを先頭に田野口村の小百姓らは江戸に出訴し、これに各村の小百姓らも続いた。江戸出訴の田野口村小百姓は七八人（一説に八五人）とされる。

江戸の公事宿（訴訟人の宿泊する宿）の仲介で、「願」は江戸屋敷の役人を派遣したうえで聞き届けることとなったが、その後も陣屋側と百姓らの対立は続き、陣屋役人の悪行を書き連ねたいわゆる「箱訴状」が投げ込まれました。

一月一日、孫左衛門らは改めて八力条の願を作り陣屋へ提出する。郡代深津らが江戸に伺いをたて戻